

入札参加業者の皆様へ

## お知らせ

### 令和7年度公共工事設計労務単価の適用について

都市整備局が設計担当となる建築工事及び建築設備工事について、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの契約案件は、令和6年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用していますので、入札の際は留意してください。

なお、これらの工事は「特例措置（※1）」の対象となります。

ただし、令和7年3月31日以前に公告する案件において、令和7年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用する場合には、仕様書等にその旨を記載します。

また、予定価格の基となる工事費の積算にあたって、**令和7年4月1日以降に**

**公告する案件**から新労務単価を適用します。

#### （※1）特例措置の内容

旧労務単価に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額変更の協議を請求することができます。

詳細につきましては以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000648031.html>